

利用日が令和8年4月1日以降のご予約について<留意事項>

【新料金の適用開始】

令和8年4月1日申請分より、新料金を適用いたします。

【現行料金の適用範囲】

利用日が令和8年4月1日以降であっても、次のご予約については、現行料金を適用いたします。

- ① 令和8年3月31日までに許可書が発行されたもの
- ② 令和8年3月31日午後5時30分までに申請書が届いたもの

※請求日は、令和8年3月31日までとなります。

また、3月31日までに仮予約をされていても、申請書が3月31日午後5時30分までに届かない場合は、新料金の適用となります。

【令和8年3月31日までに許可書が発行されたご予約について】

1. 施設及び設備の追加

利用施設の追加、利用時間帯の追加及び設備の追加分については、新料金の適用となります。

2. 施設のキャンセル

- ・ご予約の利用時間帯すべてをキャンセル

既納料金に対して、キャンセルの時期による還付率で計算いたします。

- ・ご予約の利用時間帯の部分キャンセル

実際に利用される時間帯を新料金で計算し、既納金額からの差額を還付いたします。

(注)期間の計算は、「『利用のご案内』4. 利用の取りやめ」と同様の取扱いとなります。

3. 設備のキャンセル

- ・利用設備の全部をキャンセル

既納料金を全額還付いたします。

- ・利用設備の一部(数量・利用回数)をキャンセル

実際に利用される設備の料金を新料金で計算し、既納料金からの差額を還付いたします。

4. 利用日の変更

同施設・同時間帯への変更であれば、1回に限り、料金の改定に係る追加料金なく、変更していただけます。

(注)変更期限は、「『利用のご案内』5. 利用日時の変更」と同様の取扱いとなります。